

## 性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、多大な苦痛を長年にわたって与え続けることになる重大な犯罪です。

平成29年には、刑法の性犯罪規定について、強姦罪を強制性交等罪として定義を広げ、法定刑の下限を引き上げるなど、およそ110年ぶりに大幅な改正が行われました。画期的な法改正でしたが、当初から改正内容が不十分であるとの議論があり、多くの附帯決議が付され、法改正後3年を目途に見直す規定が盛り込まれました。

性犯罪被害を受けた場合、他の犯罪と異なり、その精神的苦痛から告訴までに長い年月を要する場合や、幼少期に受けた性犯罪被害を認識できるようになるまでに時間がかかる場合もあり、現行法の時効にそぐわないなど、未だ課題が残っています。

また、令和元年には、被害者の意に反する行為だと認定されながらも無罪とされる判決が相次ぐなど、現行の規定でも不十分であることが指摘されています。

こうした中、本年9月16日に法務大臣が、性犯罪への対応を強化する法整備のあり方に関して法制審議会に諮問しました。

そこでは、主に刑法や刑事訴訟法の改正が想定され、強制性交の様子を撮影する行為や盗撮などを対象とした「撮影罪」の新設の議論、強制性交等罪の構成要件緩和、現行法にて13歳の「性交同意年齢」引上げなども検討するとされています。

国におかれては、現在の性犯罪に関する刑法等規定の課題について、被害者等に寄り添いながら、外国の法制も参考にして、充実した議論を展開し、刑法等の性犯罪に関する規定改正に向けてしっかりと検討をし、性犯罪対策強化という結果につながる法整備を強く、要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月24日

鴻巣市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
法務大臣 殿